

一般社団法人前橋市薬剤師会 主催・共催・協賛・後援に関する規定

(目的)

第一条 この規定は、一般社団法人前橋市薬剤師会（以下、「本会」と言う。）が関与する「主催」、「共催」、「協賛」または「後援」の取り扱いに関して必要な事項を定める。

(定義)

第二条 この規定における用語の定義は、次の通りとする。

- 一 「主催」とは
原則として、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催する事をいう。
- 二 「共催」とは
本会を含む複数の団体が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催する事をいう。催しの企画段階から、共催各団体間で内容、運営、経費負担等について協議を行うものとする。
- 三 「協賛」とは
他の団体が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、支援する事をいう。
後援とほぼ同義であるが、後援とは異なり、協賛金等の費用負担を伴う場合がある。
- 四 「後援」とは
他の団体が開催の主体となる催しについて、本会がその趣旨に賛同し、支援する事をいう。
支援の内容は、原則として名義使用の承認に限る。

(適否基準)

第三条 本会以外の団体等が主催する研究会、講演会、シンポジウム、セミナー等に関して「共催」、「協賛」または「後援」の依頼があったときは、次の「1」に掲げる何れかに該当し、かつ、「2」に掲げる何れにも該当しないことを基準とし、個別に判断する。

1. 承認できる場合
 - イ) 本会の資質向上に有益であると認められるとき。
 - ロ) 公益性があると認められるとき。
2. 承認できない場合
 - ハ) 営利を目的とし、少数者の利益のみを目的とすると認められるとき。
 - ニ) 運営方法が、公正でないとき。
 - ホ) 座談会のように、その対象が極めて限定されたものと認められるとき。
 - ヘ) 本会の趣旨に照らし、適当でないとき。

(手続き)

第四条 「共催」、「協賛」、「後援」の承認を受けようとする者は、「様式1」により事務局に申請書を提出する。

(承認)

第五条 第三条に定める基準に従って会長が判断する。

結果は、「様式2」をもって申請者に事務局より通知する。

承認されなかった場合は、事務局より口頭にて申請者に連絡する。

(申請者義務)

第六条 申請者は、催しの終了後、速やかに参加施設数、参加人数、収支決算（前橋市薬剤師会費用負担ある場合）等を事務局に報告すること。

第七条 この規定の改廃は、理事会の議により行う。

第八条 この規定の施行に際し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

本規定は平成26年11月1日よりこれを施行する。

一般社団法人前橋市薬剤師会 事務局 御中

申請者 _____

開催代表者 氏名 _____ 印

連絡先 _____

共催・協賛・後援 申請書

下記事業について、前橋市薬剤師会の 共催・協賛・後援 を承認願いたく申請します。

記

1. 事業名： _____
2. 開催日時： 平成 年 月 日～平成 年 月 日（ 日間）
開始時間 時 分 ～ 時 分（ 時間）
3. 会場名 _____
住 所 _____
4. 対象者：薬剤師 名 ・ 医師 名 ・ その他の医療従事者 名
5. 事業の具体的な内容
6. 参加費・会費の有無： 有 ・ 無
7. 「共催」、「協賛」の場合、前橋市薬剤師会費用負担の有無： 有 ・ 無
※ 有の場合：予測される項目名、金額等を別紙にて添付
8. 会長決済： 承認 ・ 未承認

様式 2

平成 年 月 日

共催・協賛・後援 申請者 御中

「共催」・「協賛」・「後援」
承認書

貴殿より申請のあった事業について、
一般社団法人 前橋市薬剤師会として
共催・協賛・後援 を承認します。

一般社団法人前橋市薬剤師会
会長 大島 由喜夫